堺市監査委員公表第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年12月21日

堺市監査委員 信 貴 良 太

同 小堀清次

同 藤坂正則

同澤助美

監查結果報告

第1 監査の種類 定期監査及び行政監査

第2 監査の対象 産業振興局

(産業戦略部、農政部)

第3 監査の対象期間

令和5年度(令和5年4月1日~令和5年7月31日) ただし、必要に応じて令和4年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年8月1日~令和5年12月21日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、 公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書 類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。 監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 產業戦略部 港湾事務所

(1) 商工手数料(船員法関係手数料)について

船員法に基づき、船員手帳の交付等の事務を行う場合に、堺市手数料条例に基づき、申請者から船員手帳の交付申請手数料等を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 農政部 農水産課

(1) 徴収金収入(借地使用徴収金)について

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、市民利用型農園の開設者に農地を貸し付け、当該農地に係る借地使用徴収金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 局共通項目

(1) 公有財産(土地・建物)の管理について

公有財産(土地・建物)の管理に係る事務について、以下のとおり指摘 すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 貸付料の請求

石津バスターミナルにおいて、電柱及び支線各1本の設置のための公 有財産賃貸借契約(令和4年4月1日から3年間)を締結している。

堺市財産規則では、貸付期間が1年を超える場合は、毎年度の使用開始前に当該年度の貸付料を納めることとされているが、令和5年度分の貸付料の徴収において、令和5年6月12日に納入通知書を発行していた。

また、契約書では、納入通知書により、市が指定する期日までに貸付料を納入しなければならないとされているが、納期限の記載のない納入通知書を発行していた。

(産業戦略部 産業企画課)

イ 普通財産の管理

普通財産貸付事務取扱要領では、公の選挙に関し、特定の候補者を支持することを目的として使用するおそれがあるときは、普通財産の貸付けを認めないこととされている。

しかし、令和5年9月15日に、駐車場敷地等として貸し付けている堺 魚仲買事業協同組合貸付用地を実地調査したところ、数箇所に特定の政 党や政治家のポスターが掲示されていた。

(産業戦略部 産業企画課)

ウ 公有財産の貸付事務

家畜市場の貸付けについて、公有財産賃貸借契約書において土地上に 建物その他工作物を新築するときは、あらかじめその理由を付した書面 をもって本市の承諾を受けることとされている。

しかし、平成 11 年度に設置された建物 (事務所) について、設置に 必要な承諾の手続きが行われていなかった。

(農政部 農水産課)

エ 公有財産の異動報告

堺市財産規則では、公有財産の異動(取得、処分、貸付け等)の手続を完了したときは、遅滞なくその旨を財政局長に報告しなければならないとされている。

しかし、農業用溜池(音坂池)について、昭和 61 年度に大阪府から 無償譲渡を受けたにもかかわらず、財政局長への報告が漏れていた。

(農政部 農業土木課)

オ 公有財産台帳等の記載

公有財産に係る台帳の記載について、以下のものがあった。

(ア) 石津バスターミナルの公有財産貸付台帳において、借受人住所欄に 誤った住所(当該施設に係る他の借受人の住所)を記載していた。

(産業戦略部 産業企画課)

(イ) 勤労者総合福祉センターの行政財産使用許可台帳において、許可基準欄に堺市財産規則の条項を誤って記載していた。

また、減免基準欄に根拠条例の名称を誤って記載していた。

(産業戦略部 雇用推進課)

- (ウ) 百舌鳥川改修に伴う事業関連普通財産において、賃貸借契約を締結 したにもかかわらず、公有財産貸付台帳にその内容(貸付期間や貸付 料等)の記載のないものがあった。
- (エ) 宮山台新池ポンプ場において、所管換えが行われたにもかかわらず、 行政財産台帳にその旨の記載がなかった。

(以上 農政部 農業土木課)

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、 適切な処理をする必要がある。

ア 委託業務における提出書類

東西道路樹木管理業務ほか3業務について、仕様書では、受注者は、 再委託契約を締結したときは、市に提出する業務実施計画書に、再委託 先の作業体制(作業責任者の氏名を含む)を記載しなければならないと されている。

各業務においては、交通誘導警備業務が再委託されているが、市は、 受注者から、再委託先の作業体制の記載がない業務実施計画書を受け 取っていた。

(農政部 農業土木課)

(3) 負担金について

負担金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(5) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の取扱い

港湾事務所及び農水産課で扱っている公金外現金について、以下のものがあった。

(ア) 堺港湾振興会及び大阪府水難救済会に関する各公金外現金について、取扱いの規定では、出納取扱者が現金出納の事務、収支整理者が収入命令書及び支出命令書の作成に係る事務を行うと定められている。

しかし、出納取扱者がこれらすべての事務を行っていた。

(産業戦略部 港湾事務所)

(4) 堺市農業者育成支援会議の事務で扱っている公金外現金について、 令和5年3月31日付けで作成された支出伝票により、同年4月17日 に支出が行われていた。この支出に関して、現金出納簿の出納取扱者 の確認欄に、同年4月1日付けで出納取扱者が変更されたにもかかわ らず、前任者が押印していた。

(農政部 農水産課)